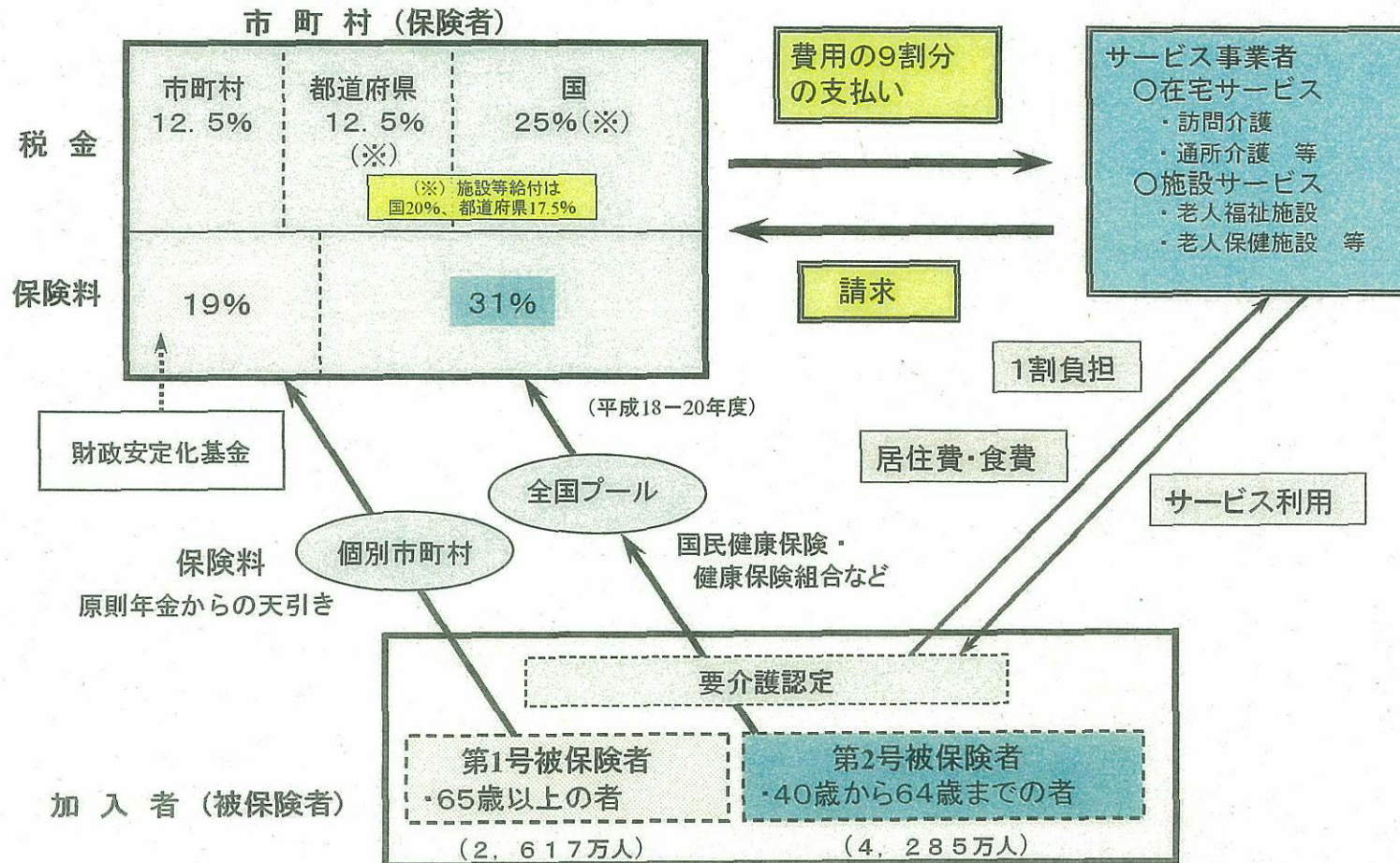


介護保険制度の概要

- 介護保険制度は、国民からの保険料を財源として、要介護者等に介護サービスを提供する制度。
- 40歳以上の者全員が被保険者であり、65歳以上の者を第1号被保険者、40歳以上64歳未満の者を第2号被保険者とする。
- 65歳以上の者(第1号被保険者)は介護や支援が必要と認定(要介護認定)された場合、40歳以上65歳未満の者(第2号被保険者)は、特定の病気が原因で介護や支援が必要と認定された場合に介護サービスが利用可能となる。
- 介護サービス料の1割が自己負担で、残り9割は給付費からサービス提供者に支払われる。



(注)65歳以上の者(第1号被保険者)及び40歳から64歳までの者(第2号被保険者)の数は、平成18年度の見込数(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」より)。